

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県知事から通知があったので，次のとおり公表する。

令和2年 3月19日

茨城県監査委員	山岡恒夫
同	館静馬
同	深谷一広
同	羽生健志

(指摘事項)

監査対象機関名 公益財団法人 茨城県中小企業振興公社	監査実施年月日 令和2年1月24日
<p>○監査の結果</p> <p>(1) 対象団体 公益財団法人茨城県中小企業振興公社</p> <p>【監査の結果：指摘】</p> <p>国直轄の補助事業である平成28年度JAPANブランド育成支援事業において、交付要綱及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に抵触するおそれがある以下の不適切な事務処理を行ったことは適切でない。</p> <p>ア 補助対象者であるデザイン発注業者のうち5者が本来2者以上の者から見積書を徴してデザイン作成者を決定すべきところ、1者の見積書で業者を決定していたため、茨城県中小企業振興公社（以下「公社」という。）は後から他社の高額な見積書を徴取させていた。</p> <p>イ 補助対象者のうち5者から提出された実績報告書には成果品であるデザインが添付されていなかったが、公社は補助対象者への確認を行うことをせずに、関連事業で使われているデザインを流用し、実績報告書の体裁を整え国に提出していた。</p> <p>ウ 同補助事業について、他デザインと酷似した成果品や成果品未納の情報を把握した時点で組織として適切に対応する必要があったが、理事長に報告せず、かつ所管官庁及び県の所管課にも一切報告をしていなかった。</p> <p>【意見】</p> <p>公社においては、補助金に係る不適切な事務処理を行っていたことは、法人としての信用を著しく失墜する行為であり極めて遺憾である。今後は、関係法令等に基づくコンプライアンスや内部統制の強化に努められたい。</p> <p>(2) 所管課 産業戦略部産業政策課</p> <p>【意見】</p> <p>産業政策課においては、公社で不適切な事案が発生し、その信用を失墜させたことは、当課の指導監督が不十分であることが認められ、極めて遺憾である。今後は、公社の管理体制を含めて指導監督を徹底されたい。</p>	
<p>○措置状況</p> <p>県では、今回の公社における不適切な処理について、監督官庁としても重く受け止めており、事実確認の徹底から始まり、本事案が起きた背景や根本的な原因の調査を行い、調査結果について令和2年2月7日の知事定例記者会見において明らかにした。</p>	

さらに、この調査結果を踏まえ、公社を廃止し、専務理事の民間公募や、コンプライアンス・人材育成を担当するポストを新設するなど、ガバナンス体制を強化し、中小企業のグローバル展開を強力に支援していく新法人を設立することで、抜本の出直しを図り、県内中小企業や県民の皆様からの信頼回復を図っていく（現在の公社は、新法人との吸収合併により廃止）。

また、公社では、不適切な事務処理を行った担当の職員及び、補助事業者から他デザインと類似した成果品であるとの相談を受けながら適切な対応を行わず、国等への報告義務を果たさなかった役職員に対し、減給の懲戒処分を実施した。